

2011 年度

愛知県の中小企業政策に関する重点提言

目 次

はじめに

私たち中小企業家同友会の基本姿勢と中小企業憲章

- (1) 私たちの願い 中小企業憲章の指針
- (2) 中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

2011 年度愛知県の中小企業政策に関する重点提言

- (1) 中小企業家・国民の声を反映し「中小企業憲章」の実効性と内容の向上を
- (2) 中小企業を産業政策の柱に位置付けた中小企業地域活性化条例（仮称）を制定し、県政姿勢の宣言を
- (3) 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化を
- (4) 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を
- (5) 地域の活力を底支えする地域金融システムと、消費購買力を重視した税制への転換を
- (6) 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システムの構築を
- (7) 豊かな人間として育つための教育環境の重視と学習型企業づくりの支援を
- (8) 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会づくりに向けた地域福祉政策を
- (9) 地域ごとに特色のある地域産業政策を強化して、豊かな地域づくりと安心できる県民生活を

愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

- (1) 行政委員の嘱託（最近 2 年間）
- (2) 大学講座（講義）への講師派遣（2010 年度、一部予定）
- (3) インターンシップ・職場実習（最近 1 年間）

はじめに

私ども愛知中小企業家同友会（会員数 3,000 名余）は、1962 年創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めてまいりました。この一環として 2001 年より、「愛知県の中小企業政策に関する重点提言」を愛知県産業労働部へ提出し、その内容をご理解いただくべく懇談会を重ねてまいりました。当会からの提案も多数が実現され、日頃の中小企業振興や県民生活向上へのご尽力にあわせて感謝と御礼を申し上げます。

一昨年秋の金融不安に始まる不況により、自動車産業をはじめ愛知県経済は大打撃を受けました。2010 年度に入り、各方面では底打ちから回復へと見方が上方修正されるなど、危機は既に過去のものとして見られている傾向があります。しかし、今年度の中小企業白書が「中小企業の業況は、持ち直しの動きが見られるものの、その水準は依然として低く、デフレや円高の進行等、先行きにリスクがあるなど、依然として厳しい状況が続いている」と述べているように、私たち中小企業の間では、依然として仕事量の減少や不安定さ、資金不足に陥るなどまだまだ先行きの不透明さや不安を隠しきれない状況が続いています。

愛知中小企業家同友会 2010 年 5 月末の景況調査結果では「回復続くも、一部に息切れ感も」の見出しがつけられ、決して楽観できない状況と見ています。分析会議の席上でもエコポイント制度やエコカー減税といった景気対策が業況判断の改善につながったに過ぎず、その効果も薄れつつある様子が散見されました。

子ども手当など財政刺激策が本格化し、その効果が期待されるにはありますが、一方では改正貸金業法の完全施行など一時的には中小企業の資金調達の不足を引き起こしかねない施策もあり、楽観はできない状況です。さらにギリシャ問題をきっかけに、各国が景気対策から財政規律重視へと舵を切る可能性もあり、今後日本でも積極的な財政刺激策を期待しにくい環境が生まれつつあります。

以上のように、景気回復がより自律的で力強いものになるか、それとも息切れが鮮明になるのか、私たち中小企業を取り巻く景況は極めて微妙な段階に入りつつあると考えています。

当会では、愛知県も内需主導・持続的成長が可能な地域経済社会システムを再構築することが課題になっていると考えております。そのためには、多数の地域雇用と地域事業活動に大きな役割を果たしている中小企業を地域政策・産業政策の大きな柱と位置付けた政策がまず第一に求められます。

私たちは、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たすとともに、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために本提言書を作成いたしました。

地域の将来発展のために、中小企業に対する一層の政策強化をはかられますよう関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

私たち中小企業家同友会の基本姿勢と中小企業憲章

(1) 私たちの願い - 『中小企業憲章』の指針

私たちは、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」と自治体での「中小企業地域活性化条例(仮称)等」の制定を望んでいます。その内容はおよそ次のような趣旨で考えています。

1) 多様な産業を基礎とする日本経済を築く

多様な産業を基礎とする日本経済は国民の安定した暮らしに根ざす経済である。中小企業は、時代を貫いて、自ら律し、自ら生きる能力と活力を培ってきた。中小企業がすべての地域のどんな小さな必要をも市場として創造し、新たな日本経済に転換しなければならない。

2) 中小企業の声聞く

中小企業が社会的に発言する機会をひろげる。政府・自治体は政策決定・行政を進めるに当たって、国民や中小企業の声聞き、中小企業への影響を第一に考慮する。政府は、総合的に政策を進めるために中小企業省を設置する。また、地方自治体が中小企業振興基本条例等の制定・見直しをすすめ、地域経済を活性化することを支援する。

3) 公正な競争を確保する

政府は、公正な競争環境を確保する。大企業は、大規模な事業体としての役割と社会的責任を果たす。また、事業・金融の協同組合や新しい事業体は中小企業と協働して発展する。

4) 地域経済を振興し、雇用を確保する

中小企業が地域の資源活用、雇用、納税、地域づくりなどをおして地域社会とのきずなを強め、地域経済振興に貢献することを支持する。また、中小企業が農林水産業と連携して自らの知恵と技術を活用し、食料自給率の改善に貢献することを支援する。

5) 円滑な金融・公正な税制・適正な財源を築く

金融は産業育成と円滑な資金供給という本来の役割を取り戻し、政府の責任において円滑な金融を保証する。公正な税制を設計し、適正な財政を実施する。その際、小規模企業や自営業者が特別に配慮されることが必要である。

6) 持続可能な社会をめざす

中小企業は、自らの事業活動を通じて地球環境の保全に貢献し、持続可能な社会をめざす。政府・自治体はその取り組みを支援する。中小企業のそのような役割と姿勢が国民に理解され、信頼され、安心と安全を要請する社会の期待に応える。

7) 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会をつくる

中小企業が女性の雇用と登用をはかることを支援する。また、障害者の自立した生活の基礎となる雇用を生み出し、高齢者や外国人を問わず、誰もが共に暮らせる共生社会をつくる中小企業の努力を支援する。さらに、企業家になることを支援し、失敗しても再挑戦ができる社会をつくる。

8) 仕事の誇りと向上の喜びをもつことができる環境を構築する

中小企業は人が育つ場である。中小企業の働く人々の仕事の誇りと向上の喜びをもつことができる職場をめざし、責任と勤労が報われるような社会環境を構築する。また、その前提となる、医療、福祉、教育、労働のための総合的な政策を充実し、安心して育児と介護ができる環境を整備する。

9) 企業家精神を学び、創業への関心をよびおこす

学校・社会・家庭の教育において中小企業の存在意義や企業家精神を学ぶ機会を増やし、創業への関心をよびおこす。そして、中小企業が基礎的な経営知識や技術・技能を修得し、先進的な科学技術を生かした製品・サービスの開発に取り組むことを支援し、積極的に経営に活用できる環境を整備する。

10) 伝統と文化を大切にし、国際交流を深める

中小企業が歴史ある諸産業における伝統的な技術・技能を継承し、国民と地域の文化を守り育てることを支援する。貿易・投資・雇用などを通して国際交流を深め、互いの経済の平和で安定的な発展に貢献し、アジアをはじめ世界との共生に努力する。

(2) 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。

- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業((1)お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、(2)労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業)づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づき、ここに政策提言を提出する次第です。

2011 年度 愛知県の中小企業政策に対する重点提言

最重点提言

- 1．中小企業家・国民の声を反映し「中小企業憲章」の実効性と内容の向上を
- 2．中小企業を産業政策の柱に位置付けた中小企業地域活性化条例（仮称）を制定し、県政姿勢の宣言を
- 3．中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化を
- 4．公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を
- 5．地域の活力を底支えする地域金融システムと、消費購買力を重視した税制への転換を
- 6．中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システムの構築を

1．中小企業家・国民の声を反映し「中小企業憲章」の実効性と内容の向上を

（1）中小企業憲章を国会決議するよう、積極的に国へ働きかけること

2010年6月18日に中小企業憲章が閣議決定されました。しかしながら、あくまで閣議決定であり、政府内での申し合わせの域を超えるものではありません。真に創造的で持続性に富む経済社会の実現には、中小企業政策の基本となる価値観の転換と、その拠って立つ理念の確立が不可欠です。

日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業（自営業を含む）の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱に据えることを国民の共通認識とする憲章として国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめとした諸法令を整備充実させる指針とするよう国へ要請してください。

（2）中小企業庁の中小企業省への昇格、中小企業担当大臣の設置を国へ積極的に働きかけること

中小企業憲章の目的を実現するためには、各省庁に広がる中小企業に関わる政策課題を省庁横断的に総合的な政策を推進する体制が必要です。そのために、政府が「中小企業担当大臣」を設置し、さらに中小企業庁の中小企業省への昇格を行うよう、国へ積極的に働きかけてください。

- (3) 中小企業憲章の実効性を担保する「中小企業支援会議(仮称)」の設置を積極的に国へ働きかけること

中小企業憲章の制定過程と制定後の進捗状況を検証するため、中小企業家をはじめ、国民の意見を確実に反映させる場である「中小企業支援会議(仮称)」の設置を国へ積極的に働きかけてください。

- (4) 恒常的に県の中小企業政策を総合的に実行する部署の創設を行うこと

閣議決定された中小企業憲章の基本原則では「一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」ことが打ち出されています。中小企業は大企業と異なり、現在の自由競争市場では多くの面で対等の競争関係に立つことが困難であるのが実情です。愛知県においては、さしあたり「中小企業課(仮称)」を創設し、中小企業の実態把握を通じた、総合的視点から政策を立案・実行に移すことを組織面で担保してください。

- (5) 中小企業憲章をもとにした、現行の政策・施策を検証すること

今回閣議決定された中小企業憲章では、国の中小企業政策の基本的考え方、及び方針が明確に示されています。今後、日本の中小企業政策は、この憲章に明記されている基本理念、基本原則に則り、策定されていくとともに、中小企業基本法をはじめとした既存法令、条例についても見直しが行われます。愛知県でもこの憲章に基づいた現行の中小企業に関わる政策・施策の検証を早急に行い、国の政策の基本方針との整合性を取ってください。

2. 中小企業を産業政策の柱に位置付けた中小企業地域活性化条例(仮称)を制定し、県政姿勢の宣言を

- (1) 中小企業地域活性化条例(仮称)を制定し、中小企業重視の政策姿勢を宣言すること

経済、生活、文化など、地域社会の担い手として中小企業の果たす役割が大きく期待されていることを明確にし、中小企業の成長発展が地域の発展となることを謳った条例を制定してください。

また条例制定にあたっては、条例の理念となる前文を必ず置くとともに、中小企業者や関係団体、地域の研究教育機関、県民に広く意見を聞いてください。

- (2) 恒常的に中小企業関係者の声が反映される仕組みを創設すること

中小企業の活性化と地域政策を検討する機関「中小企業活性化・地域振興会議(仮称)」などを設置してください。

その際に、地域の中小企業の実態・現実にもとづいた短期・中長期的課題や施策、地域ビジョンなどが広い視野で議論できるよう、地域に精通した知恵ある幅広い階層によってメンバーが構成されるよう留意してください。

現在、今年度で期限を迎える「愛知県産業創造計画」を見直し「愛知県産業労働計画(仮称)」の策定が進められていると聞き及んでおります。しかしながら、Web上で公開されている「産業労働計画(仮称)」「(骨子)」の概要では、県内総生産額の実質年平均伸び率が、2010～2020年1.6～2.0%で全国平均を上回ると試算されている点など、私たち中小企業の実感とは程遠いビジョンが描かれています。

さしあたり現在進められている「産業労働計画(仮称)」の策定に際し、墨田区が実施した中小企業への実地踏査、あるいは千葉県が実施した地域勉強会等に類するダイナミックなヒアリング調査を実施し、現場の声を反映するよう最大限の努力を期待します。

(3) 県の政策や法規において、中小企業への影響が事前考慮された上で立案、実施する原則を確立すること

米国では「規制柔軟法(RFA)」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する際に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとって負担が少なく、且つ同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが決められています。これはEUの「小企業憲章」における「Think small first」(小企業を第一に考える)の考え方にも通じるものです。

この考え方はすでに「千葉県中小企業の振興に関する条例」の第三条の2に謳われているとともに、パレート効率的の側面からも、十分な理論的裏付けがなされています。愛知県においても、中小企業地域活性化条例(仮称)の制定と併せて、この原則を確立してください。

3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化を

(1) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援すること

当会にて実施したアンケート調査に拠れば、景気対応緊急保証制度を有効と見なかった経営者のうち「融資支援では解決できないため特別なプログラム等が必要とされる」との回答が32%を占めています。また、たとえ融資を受けたとしても、返済する見通しがないため、何よりも抜本的な仕事づくりを求める声が上げられています。

現状の一例では、中小企業の研究開発能力の限界が挙げられます。中小企業ではアイデアを形にする上で、研究開発資金が大きな壁となり、優れたアイデアが埋もれてしまうケースが数多くあります。地域の大学や試験研究機関などを効率的に連携させ、中小企業の開発事業化に対応できる体制の構築と、それを担う人材育成の推進を積極的に展開する等の対応を期待します。

また、販路開拓の側面においても、情報収集能力、ネットワーク構築能力等の面において中小企業には限界があるのが実情です。先述のものと併せた販路開拓支援の強化をしてください。さしあたり、現行の(財)あいち産業振興機構の下請け取引の紹介・あっせんを強化・充実してください。

(2) 県内中小製造業が持つ高い技術を活かした産業形成と技術革新を促進すること

難加工技術や固有熟練技術、加工ノウハウ、技術提案力、生産性革新力など、愛知県内中小製造業の極めて高い保有技術集積を活かした新たな産業形成や技術継承の取り組みを一層強化してください。需要市場の成長力ある地域が技術や産業も育てています。新たな成熟社会が必要とする環境や医療・福祉など新規成長分野と中小製造業の技術革新とのマッチングをさらに促進させた支援をおこなってください。

そのためにも小規模・中小製造業の強みや固有技術、キラリと光る得意技などのデータベース化や広報支援などを行ってください。また、技術よりコストが優先されがちな取引環境において、技術革新を重視し促進させるような環境整備を今後もすすめてください。

(3) 支援施策の説明会を各地域で恒常的に実施すること

依然として中小企業、特に小規模企業に施策の情報が伝わっていない現状があります。当会の実施したアンケート調査では、施策の認知度を問う設問に対して、施策あるいは制度を「知らなかった」と回答した経営者の割合が、他の分類と比較して多数を占めています。しかしながら、昨年より頻繁に取り上げられている中小企業緊急雇用安定助成金についての認知度は、他の施策と比較しても非常に高くなっています。

以上より、恒常的に支援施策や中小企業に有益な情報を提供する説明会、あるいは中小企業への訪問活動を強化するなどの措置を取り、施策利用企業の拡充に勤めてください。

(4) 中小企業緊急雇用安定助成金など、雇用を守る施策を継続、強化すること

県内雇用の担い手は中小企業です。この間拡充されてきた、中小企業雇用安定助成金をはじめとする助成金は、雇用を守る企業にとって有効な制度でした。当会の実施したアンケート調査でも、中小企業雇用安定助成金を活用した経営者のうち 53%が「大変有効である」、39%が「多少は有効である」と回答しています。

景気の持ち直しの傾向が各方面で取り上げられていますが、それは私たち中小企業の実態とは大きく隔たっているのが実情です。厚生労働省から 6 月 29 日付けで出された速報に拠れば、届け出事業所数は若干減少したとはいえ、まだまだ多数の申請が出されている点も、このことを裏付けているといえます。このような雇用を守る助成金が当面打ち止めされることのないよう、また一層強化されるように、国などに対して要望してください。

(5) 中小企業基本法の定義に囚われず、実態的な中小企業への支援施策を強化すること

当会の実施したアンケート調査における施策利用状況では、「施策が分かりにくい」「小規模に限定した施策の拡充」「中小企業に限定した施策の拡充」「申請書類の煩雑さ」「申請をサポートする人材」の項目に回答が集まっています。実際に施策利用を検討した経営者からは「現行の施策において実質的に対象とされている企業は、企業規模が比較的大規模なものに偏っている」との見方が寄せられています。

中小企業、および小規模企業では施策利用申請にかかる人や時間の制約が大きいのが実情です。また、たとえ申請を行っても、その多くが審査を通過できていない状況があります。融資の円滑化や助成枠の拡充はもとより、将来的な企業経営の健全化に向けた、事業計画の作成支援や資金繰りのアドバイスなど、小規模企業への支援体制を強化するとともに、認定枠を各企業規模層で設けるなどの措置を取ってください。

4. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること

2010年6月18日「国等の契約方針」が閣議決定されました。中小建設業における地方公共団体等からの発注の重要性に鑑み、公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐため、事業発注の際にはここに定められる規定を厳格に遵守してください。さしあたり、予定価格の90%超への引き上げを念頭に制度改善を進めてください。

また、独占禁止法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピングの防止に努めてください。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独占禁止法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など、厳正に対処してください。

(2) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応をすすめること

当会の実施したアンケート調査では、現在の市場環境について「不公平感を感じることはない」との回答は17%に留まり、中小企業の大部分は、大小はあれど何らかの不公平感を市場に感じていることが分かります。さしあたり、愛知県においても下請代金支払遅延防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制を整備してください。

また、海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったたき、取引条件の変更等の不公正取引の実態調査を実施し、結果に応じた適正な対応を行ってください。

5．地域の活力を底支えする地域金融システムと、消費購買力を重視した税制への転換を

(1) 信用保証理念にもとづいた信用補完制度の運用充実をはかること

公的融資により民間金融機関の融資行動が触発好転して、中小企業が成長循環に入っていけることが政策金融の大きな意義です。信用保証理念「(略) 中小企業における信用を創造、相談・診断・情報提供による中小企業の経営基盤強化に寄与、中小企業と地域の振興に貢献」にもとづき、運用の隅々にわたって中小企業を育てていくという姿勢を明確にした取り組みを浸透させてください。CRDによる保証料率決定業務にとどまらず審査能力を高めながら定性要因も重要な判断基準とし、「何をどう改善すればランクアップするのか」などの相談・支援業務を充実させてください。

また、中小企業の返済履歴(クレジットヒストリー)を尊重し、審査基準の柱とし、保証審査の審査項目としたり、保証料率を引き下げるなどの優遇措置を取るようしてください。

さらに2007年から導入された責任共有制度により、金融円滑化法施行後も金融機関側の審査によって融資が滞っている状況も散見されます。影響を調査・公表し、責任共有制度の廃止を含む必要な見直しなどを行ってください。

(2) 金融アセスメント法の制定を国に働きかけること

昨年末より「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「中小企業金融円滑化法」)」が施行されました。しかしながら、金融円滑化法は時限立法のため、期限の満了を迎える平成23年3月31日以降企業の資金繰りの悪化が懸念されます。さらに、第三者機関による金融機関の活動を評価・公開する規定についてまでは踏み込まれていません。円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案(仮称)」を法制化、あるいは現行の金融円滑化法の金融アセスメント法への発展的展開等も視野に入れた法改正を国へ働きかけてください。

また、各金融機関の地域金融への貢献に向けた取り組み状況について、共通した開示項目がなく情報が比較対照できないため、利用者にわかりにくい点が問題とされます。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。当面金融庁へ各金融機関から集めた情報を客観的な評価が可能となるよう一覧性のあるかたちでwebページへ公開するよう働きかけてください。さらに愛知県では独自の第三者機関を設置し、評価・公表をすすめてください。

(3) 健全な財政構築を国へ要請するとともに、愛知県財政においてもすすめること

2010年5月19日、国際通貨基金（IMF）から「日本政府は11年度には財政再建を開始し、消費税を徐々に引き上げていく必要がある」とする声明が発表されました。この声明では、ギリシャの財政危機を念頭に「国家財政への監視の目が厳しくなる中、信頼性のある財政再建策を早期に策定することが非常に重要」と指摘し、日本の国家財政が先進国で最悪の状況に陥っていることを踏まえ、国債発行の限度額などを盛り込んだ財政健全化に向けたルールづくりが、国際社会から要請されているといえます。今後日本では、少子高齢化のもと年金・医療・介護などの給付は年々増大を続けることが確実であり、持続可能な社会保障制度の確立と安定した財源の確保が求められます。社会保障制度は、いわば国の「ありよう」を問う問題です。早急に国家として長期的視点に立った財政設計を行うよう国へ要請してください。

その際はプライマリー・バランスに十分留意し、財政の「健全さ」を第一に考えた取り組みを期待します。

(4) 格差の縮小に向けた税制への転換を国へ要請すること

(3) において述べたように、日本の国家財政はひっ迫し、その健全化は喫緊の課題となっています。プライマリー・バランスを念頭に置いた財政運営には一定の税負担増は不可避といえるでしょう。しかしながら、今後急速に国内の労働力人口の減少が進展することからも、格差拡大を継続する税制では今後ますます社会保障関連費が膨らみ、今以上に国家財政を圧迫し続けることが予想されます。

時限措置として2003年より導入され、期限延長を繰り返してきた証券優遇税制は2011年末に期限満了を迎えますが、金融界を中心にその延長を求める要求は依然として根強くあります。健全な経済社会システムづくりを前提とした大局的見地からの判断を期待します。また消費税の増税、小零細事業者に負担となる免税水準や簡易課税適用水準の縮小、所得税最高税率の引き下げについては、建設的かつ前向きな議論を促し、所得再分配の原則に則り、国民の多数の財布を温めることで内需を拡大成長させる税制への早急な転換へつながるよう国へ要請してください。

6 . 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築を

- (1) 地域資源循環型の持続可能な地域ビジョンをダイナミックかつ早急に確立すること。また、多数の小さな仕事と雇用創出を最大限に実施しすすめていくこと

太陽光発電、太陽熱、排熱、バイオマス等のエネルギーや資源を地域循環することで有効活用させてCO₂排出削減を大胆に進めてください。また農林漁業と建商工学連携などの取り組み、屋上緑化、壁面緑化、雨水利用などあらゆる手段を講じる中で、地域での小さな仕事と雇用が無数に創出される仕組みづくりに取り組んでください。

さらに地域ビジョンは地元中小企業の新規事業や経営革新への意欲が多数に創出喚起されることを重視した環境政策を採用することで、地域内循環が有効機能し環境対応型地域づくりを一層すすめることが可能となります。この点に十分留意したビジョンの策定を期待します。

- (2) 地球環境に配慮した持続可能な社会経済システムへの転換をすすめること

環境調和型の持続可能な企業振興と経済システムへの転換は、地域レベルでも喫緊の課題となっています。また、安全・安心で人間らしい豊かな生活は県民全体の切実な想いとなっています。輸出入等に依存しすぎない地域内発的循環成長型の経済システムを構築することで、足腰の強い愛知県地域経済として真の実力が発揮されます。

地産地消、エコロジーとエコノミーの統一、熟練技術の高度化、伝統と先進など、新しい愛知の地域ビジョンや具体的課題について、県民・中小企業・大学・各機関各団体など地域の全階層によるフォーラムや議論が旺盛に展開され、愛知の地域性を活かした環境保全調和型の新しい地域経済ビジョンの構築と県民の合意形成、各階層参加者の総意ある主体的な取り組み、中小企業の新規事業への挑戦などが喚起され、促進されるように支援してください。

- (3) 生活基盤整備、災害対策などの地元中小企業への仕事づくりを講じること

学校などの耐震補強、老朽化した公共施設や橋梁などの改修・建替え、電線の地下埋没などを速やかに行ってください。

- (4) 環境保全・自然再生型の公共事業や環境都市への再構築、福祉・防災など生活基盤を整備拡充する事業などに、地域中小企業の活用を図ること

例えば、太陽光や太陽熱、風力、排熱利用、バイオマス等の自然エネルギーの有効活用や循環活用、資源再利用などの社会システムの仕組みをつくるなど、あらゆる手段を講じた地域内循環システム、環境調和型都市への再構築計画や福祉・防災基盤整備など新しいタイプの公共事業に挑戦する地域の中小企業を積極的に活用してください。

(5) 農林水産業や地域流通機能の育成など異分野間連携を重視した支援を強化すること

今年度、中小企業庁より農商工等連携の支援が打ち出されました。しかし、当会の実施した調査に拠れば、活用したのは全体の 0.8%程度に留まっています。

新たな地域産業の創出や成長発展のためには、モノづくりと需要者の橋渡しをする各段階の流通業や農林水産業、ニーズに敏感に対応するサービス業などあらゆる業態が連携し情報交換を行いながら発展することが求められます。農林水産業の育成や流通情報機能の強化、サービス産業の生産性向上など各業態各段階に応じたバランスのとれた施策と連携支援施策の強化・充実をしてください。

(6) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減に向けた中小企業の取り組みの支援制度強化を国へ働きかけること

温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 25%削減（対 90 年比）、2050 年までに 80%削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が検討されています。その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で 99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献します。地球環境の保全、温室効果ガス削減に中小企業は独自に、自主的に行動を起こしています。

当会では昨年より「同友エコ」の活動を展開し、中小企業独自の環境経営の輪を拡大しております。この活動では 地球温暖化を食い止めるため、中小企業家として自主的取り組みの推進、 持続可能な社会づくりに向けた産業構造の転換をふまえた企業革新の強化、 中小企業家の社会的存在意義を高める、ことを目的に取り組み開始より計 1682 トン（159 社）の CO2 削減を行いました。

また、環境省「中部環境パートナーオフィス運営委員」、愛知県「新たな地球温暖化防止戦略検討委員会」、名古屋市「低炭素都市なごや戦略実行計画協議会」など、各行政機関とも協力させて頂き、持続可能な社会づくりに向けた積極的な活動を展開し、今後もこれまで以上に前向きな取り組みを行っていきたいと考えております。

中小企業の CO2 削減の自主的取り組みが社会的・経済的に正当に評価される仕組みを構築するよう、国へ働きかけてください。また、温室効果ガス排出量取引市場へ中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討するよう国へ働きかけてください。

また、環境保全型の製品開発や、ISO9000s、ISO14000s などの環境マネジメントシステムの取得支援を強化してください。あわせて環境保全対策の推進など、環境共生型の企業づくりを進めている中小企業に対して、技術開発や設備投資資金の支援など整備するよう、国へ要請するとともに、愛知県独自でも検討してください。

(7) 中小企業が持つ潜在能力を拡大し、持続可能な地域経済社会を構築すること

歴史的に、中小企業は数々の環境問題をその旺盛なバイタリティで克服してきました。その多くは、現在大企業において活用されているものも少なくなく、中小企業が社会の持続可能性の面で欠くことのできないものであることに疑う余地はありません。また、経済的側面からも、多くの優れた技術が中小企業の現場から生みだされ、持続的な経済発展に貢献してきました。

現行の諸施策が中小企業の各成長発展段階に応じて系統連関性を持って運用されるように施策を育ててください。さらに、ヒアリングに基づく中小企業の実態調査を実施し、それに則した施策立案体制を構築するとともに、中小企業の社会的価値を正当に評価し、中小企業の内在的成長力を引き出すことを念頭に置いた政策を策定してください。

7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視と学習型企业づくりの支援を

(1) 「自らの成長力を育む」人材育成を地域社会総体で進め地域力の向上に取り組むこと

企業力の根幹が人材育成にあるのと同じく、豊かな地域社会を創るすべての礎は子育てと教育への投資にあります。現場から遊離した上からの一律的改革を拙速に行うのではなく、一人ひとりの子どもと向き合い自主的な成長や希望を育む教育に向けて、現場実情に応じたていねいな援助が可能となるように教育体制を充実させてください。

また、長期的視野に立った人材育成のために、教師、父母、行政、企業経営者、地域有識者等が協力しあう懇談会やシンポジウム等への積極的な支援を行ってください。

(2) 中小企業の正確な理解への普及をはかること

地域住民が地元の中企業の正確な理解を持つことがなければ、真の中企業振興は困難です。学校教育などでは地元中企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えるようにしてください。その一環として、中企業の経営者を授業の講師とすること、教師が中企業の現場で研修すること、労働体験を授業の一環に組み込むこと、地域中企業教材をつくることなどを積極的に計画し支援をして下さい。

(3) 中小企業の若手人材確保に対する支援策を引き続き強化すること

同友会で取り組んでいる共同求人活動やインターンシップ、大学等での中企業論講座など、中企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、中企業への正しい認識を促す事業への支援を強化してください。トライアル雇用制度やニート採用について企業現場からの意見や改善策を取り入れて施策の有効性を高めてください。また公共職業訓練や公的セミナー等の内容を求職者や雇用者の教育ニーズに合致するものへ改善をすすめてください。

(4) 地元工業高校と中小企業の連携へ向けた施策への促進支援をはかること

地元工業高校における中小企業経営者を講師とした授業や地元の中小企業の魅力を伝える副読本、工業高校の生徒による中小企業随時見学会や交流懇談会、工業高校の設備公開利用など「ものづくり愛知」を支える中小製造業とその人材育成に関わった交流への支援をはかってください。

(5) 中小・小規模企業に限定した利用しやすい人材育成支援策を拡充すること

税軽減策等から大企業が多数の従業員を教育訓練に派遣しているのに対して、中小企業における人材育成は多くの課題と困難があり、それが格差拡大の一因にもなっています。中小企業における研修期間の公的所得保障や教育訓練給付金の増額補填など、中小企業や小規模企業に照準をあてた中小企業向けの利用しやすい人材育成支援策を調査研究して施策の拡充強化をはかってください。

(6) 中小企業施策のダブルスタンダード化を強化すること

中小企業における労働時間短縮やパート労働法の適用、ワークライフバランスや正社員化促進などの職場環境整備をすすめるためには、取引関係において時間外労働や危険有害作業や労働集約的業務等を引き受けることが多いという現実に見合った正当な対価が支払われることが大切です。発注方式などの取引改善指導や業界ごとの取引慣行の見直し、中小企業省力化投資への積極的支援が求められます。地域中小企業の実情や課題をよく把握した上で、中小企業施策のダブルスタンダード化をはかり、現場現実に即した有効な支援や対策改善がとられることを望みます。

(7) 地域の多様な人材の協働共生関係を確立して地域総合力を高めること

急増している外国人労働者の住・社会保障・教育環境などの整備、障害者雇用における中小企業実態調査や支援策の改善拡充・手続き簡素化、また育児介護支援制度の充実や高齢者の能力活用など、地域の多様な人材をどのように活かし協働共生関係を築いていくのか、中小企業の現実から課題や可能性等を探り、地域としての長期ビジョンを明確にして地域力を高める総合的な施策に取り組んでください。事業者、学校、団体、行政等の地域連携を促進し、創造的でバランスのとれた施策を築いてください。

8．誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会づくりに向けた地域福祉政策を

(1) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境を整備すること

平均寿命の伸長、少子高齢化による労働力人口の急激な減少は社会経済にとって大きな影響を与えます。地方自治体や公的機関等が、高齢者の多様な就労ニーズを満たすよう働きかけ、高齢社会に合わせた環境整備を進めてください。

また、リタイアした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策の強化・策定を進めてください。

(2) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援を強化すること

少子高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を国へ働きかけてください。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護制度の充実を図り、女性の社会的進出を強力にバックアップしてください。またその際には、実際の施策の運用現場である中小企業等の声を聴き、実効性の高い施策となるよう努めてください。

(3) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進を図ること

障害者の自立を支援するために、企業における障害者雇用の促進が図られ、特に中小企業での障害者雇用の促進が国の重点政策としても掲げられています。

初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」が創設されましたが、法定雇用率での雇用を求められない56人未満の中小企業にも対象を拡大するよう、国等の関係機関へ働きかけてください。併せて愛知県でも愛知県障害者定着雇用奨励金の拡充、社内体制整備への支援、実践企業の事例紹介等既存施策のさらなる充実と実態に則した新施策の拡充を行ってください。

(4) 障害者の自立支援に関わる総合的な地域連携の強化を図ること

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政（福祉・労働・教育等）の連携をさらに密にし、障害者の自立に向けた生活支援、就労支援を充実させ、障害の有無を問わず、誰もが人間らしく働き、暮らすことのできる福祉社会づくりを強力に推進してください。

9 .地域ごとに特色のある地域産業政策を強化して、豊かな地域づくりと安心できる県民生活を

(1) 県内各地域の特色を活かした内需を成長させる地域産業政策を展開すること

愛知県は、農林水産業、地場産業や伝統産業、鉱工業や情報・流通・サービス業、ビジネス支援産業などがバランス良く存在し地力のある地域といえます。その保有する地域の資源や特色を最大限に活かすことで内需の循環成長をはかり、輸出入や外国人労働力などに過度に依存しない足腰の強い地域産業政策を展開して、愛知県内各地域の中小企業の成長を促してください。

(2) 市町村における「中小企業地域活性化条例（仮称）」策定を支援促進すること

地域の特色ある産業政策や中小企業政策、及び地域環境の課題に応じた独自の地域政策が行えるように条例制定への働きかけと市町村行政体制への支援を行ってください。

(3) 安心して働き、消費購買力も高まる、循環調和型の地域づくりをすすめること

各地で高度経済成長期以降のモータリゼーションの進展に伴う都市の郊外化による商店街の疲弊や、教育や生活基盤を保障されない外国人の急増など、地域環境のバランスが崩れて各種の問題生じています。高齢者や子供も安心して暮らせる豊かで憩いのある地域づくり、そして福祉や教育・保育施設や環境保全、防災対策などが充実して、安心して働くことができ、消費購買力も向上される循環調和型の地域づくりへと強力な推進を行ってください。

(4) 地域の実情にきめ細かく対応し、真に効果的な政策が実行可能な行政を構想すること

道州制や広域行政、地方分権などが検討議論されていますが、地域ごとの特性や実情にきめ細かく、かつ、参画意識を高めた真に効果的な政策を行うためには地域に近い行政機関や拠点は不可欠です。それぞれの県や市町村における長い歴史や自然条件などを背景とした独自の役割が損なわれないよう、地域と中小企業の活性化が実現できる方向をめざした行政のあり方を検討してください。

(5) 産業政策の基礎データとなる、産業連関表を各自治体で整備するよう働きかけること

地域の実態を把握し、政策に展開していくには、地域社会の基礎的データ、統計が不可欠です。各市町村レベルでの産業連関表の作成、分析による域内経済循環の客観的把握に必要な指導と支援を早急に行ってください。

あわせて域内波及効果を算出し、これを拡大する、さらには「地域内再投資力」の拡大という視角からの県内経済ビジョンの策定を行ってください。

(6) 伝統産業や地場産業に対する地域ビジョンや政策ポリシーを明確に打ち出すこと

焼き物、絞り、七宝、和紙などの伝統工芸や抹茶、瓦、繊維などの地場産業、地の物としての農林水産物および加工品など、産地力のある多くの業種や地域資源が、原油・原材料高騰や環境要因により維持継承の危機に陥っています。愛知は芸どころとしても有名な土地柄であるにもかかわらず、地域の重要な文化資源が今まさに失われつつあります。

一般の産業政策に埋没させず、伝統文化産業や地場産業をどうするのか、地域としてのポリシーを明確にしてください。グローバル化が進む中で、地域オリジナル資源の存在価値や意義をはっきり打ち出すことで、愛知の魅力が世界に発信されるようにしてください。地域産業集積や生活文化の厚み、本物の技術、持ち味などを育成して、上からの画一的なありきたりのものではない産地政策をすすめてください。

(7) 「地域政策」「産業政策」「中小企業政策」を三位一体ですすめること

地域の活性化には「地域政策」「産業政策」「中小企業政策」が三位一体で進められることが重要といわれています。この三分野の基本戦略を明確に打ち出し相互連携を強めることで総合的且つ相乗的に地域力が高められるよう配慮して下さい。当会としても、積極的に地域力を高める企業づくり地域づくりに取り組んでいきたいと考えます。

(8) 「観光まちづくり」に向けた全県の方針の立案と、市町村の取り組みの積極的支援を行うこと

2003年の小泉政権下で提示された観光立国宣言以降、日本では外国人観光客の取り込みを経済政策の大きな柱に据えてきました。この潮流は政権交代後も生き続け、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」にも盛り込まれています。

愛知県は多様な産業を持つとともに、特色ある地域性を有している点に特徴があります。しかしながら、現在の観光政策はスポット的発想が強く、面的広がり、さらには地域づくり・まちづくりへの視点の弱さを拭いきれません。

グローバル化の進展に伴い、地域間競争、都市間競争の規模も世界大となりました。さらに社会的にも、従来の価値観の転換が観光については特に明確に見られるようになっていきます。今後はますます地域の独自性の重要性が問われるとともに、この点に特に配慮した、時流をつかむ観光政策の展開が求められます。

また、数年前より「観光」と「まちづくり」を融合した概念である「観光まちづくり」が注目を集め、政府の発行物にもたびたび取り上げられてきました。この観光まちづくりは、その発想の起点をまちづくり、すなわち「住みやすい地域は訪れたいと思わせる地域」という考えがその基本にある点に新しさがあるといえます。観光のために観光政策を取るのではなく、「まちづくり政策の一環としての観光政策」という位置づけを明確にした取り組みを期待します。

愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

(1) 各行政関係委員の嘱託 (最近 2 年間)

- ・ 環境省「中部環境パートナーシップオフィス運営委員」
- ・ 愛知県「あいち・出会いと体験の道場推進協議会」
- ・ 愛知県「新たな地球温暖化防止戦略検討委員会」
- ・ 名古屋市「市民活動促進委員会」
- ・ 名古屋市「低炭素都市なごや戦略実行計画協議会」
- ・ 名古屋市「自殺対策連絡協議会」
- ・ 名古屋市「名古屋市特別職報酬等審議会」
- ・ 名古屋市「モノづくり文化交流拠点構想委員」
- ・ 名古屋市「障害者就労支援推進会議」
- ・ 名古屋市議会「基本条例制定研究会 (有識者メンバー)」
- ・ NHK名古屋「視聴者会議」
- ・ 愛知労働局委託 - 中部産業連盟「高年齢者雇用制度普及推進会議」

(2) 大学講座 (講義) への講師派遣 (2010 年度、一部予定)

- ・ 愛知学院大学「特別経営講座 A」(4 月 ~ 7 月 14 講座 - 7 名)
- ・ 愛知東邦大学「地域ビジネス特講」(4 月 ~ 7 月 12 講座 - 6 名)
- ・ 名城大学大学院「フロンティア産業研究」(4 月 ~ 7 月 12 講座 - 12 名)
- ・ 愛知工業大学「総合講義」(5 月 ~ 7 月 10 講座 - 9 名)
- ・ 愛知淑徳大学「インターンシップ概論」(4・5 月 5 講座 - 5 名)
- ・ 名古屋市立大学人文社会学部「問題認識特講」(7 月 2 講座 - 2 名)
- ・ 名古屋市立大学経済学部「地域企業活性化論」(10 月 ~ 12 月 12 講座 - 4 名予定)

(3) インターンシップ・職場実習 (最近 1 年間)

- ・ 大学生インターンシップ (2010 年度、41 社で 81 名受け入れ、13 年目)
- ・ 名古屋商業高校「就業体験学習」
- ・ 愛知障害者職業センター「職業準備支援のインターンシップ」
- ・ 名古屋市精神保健福祉センターこころば模擬就労
- ・ 厚生労働省「日系人就労準備研修事業」(J I C E) 企業見学 (6 月 ~ 7 月)
- ・ 独立行政法人国際協力機構 (J I C A) 中部国際センター
パレスチナ、および南アジア研修生『ものづくり中小企業支援』企業訪問支援